

登録商標「オゾン & アクア ドライ」不正使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 23 年（行ケ）10184・平成 24 年 3 月 8 日（3 部）判決<認容・審決取消>

【キーワード】

商標法 51 条 1 項，故意による類似商標の使用，他人の役務との質の誤認又は混同，共同商標権者（共同審判請求人），商標法 56 条 1 項準用の特許法 145 条・同法 156 条 1 項・2 項の違反

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯

被告株式会社きよくとうは，平成 13 年 7 月 19 日に，別紙被告登録商標目録記載の商標（以下「本件登録商標」という。）につき，第 37 類「洗濯，被服のプレス，被服の修理，毛皮製品の手入れ又は修理」を指定役務として設定登録（第 4492310 号）を受けた商標権者である（甲 1，41）。

原告株式会社ハッピー（以下「原告ハッピー」という。）及び原告株式会社京都産業（以下「原告京都産業」という。）は，平成 22 年 6 月 25 日，被告が，故意に，指定役務について本件登録商標に類似する商標（別紙被告使用商標目録 1 ないし 5 記載の商標（以下，目録の順序に従い「被告使用商標 1」などという。））を使用して，原告らの業務に係る役務と混同を生じる行為をしたなどと主張して，本件登録商標につき，商標法 51 条 1 項に基づいて商標登録取消審判（取消 2010 - 300705 号事件。以下，「本件審判」という。）を請求し（甲 30），特許庁は平成 23 年 5 月 6 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は同月 14 日，原告らに送達された（注 審判手続において，原告らが取消原因として主張した，被告の使用に係る商標は，上記の商標の外，2 つの商標があったが，本訴訟の対象とされていないので，審決の概要の要旨から割愛した。）。

2 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書写しのとおりであり，その要旨は次のとおりである。

被告が使用する被告使用商標 1 ないし 5 は，原告ハッピーが商標権を有する別紙引用商標目録記載の商標（登録第 4305744 号。以下「引用商標」という。）とは類似しない。

被告が被告使用商標 1 ないし 5 を使用することによって，引用商標と混同を生じること，役務の質の誤認を生じることもない。被告による被告使用商標 1 ないし 5 の使用について，商標法 51 条 1 項所定の「故意」を認めることもできない。したがって，本件登録商標は，同法 51 条 1 項により取り消すべき

ではない。

【判 断】

当裁判所は、取消事由4には理由があり、審決は取り消すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 本件審判手続における手続違背（取消事由4）について

(1) 本件審判手続の経緯

原告らは、平成22年6月25日、本件審判を請求した。

原告ハッピーに対し、特許庁長官は、同年7月8日ころ、本件審判事件の審判番号並びに本件審判事件の審判官及び審判書記官の氏名を（甲32，33）、審判長は、同年9月17日、本件審判の審理は書面審理にする旨を（甲34）、特許庁長官は、平成23年3月1日ころ、審判官及び審判書記官の変更を（甲35）、審判長は、同月30日ころ、審理の終結を（甲36）、それぞれ通知した。

また、原告京都産業に対しては、審判長は、平成23年4月21日ころ、本件審判の審理は書面審理にする旨を（甲37）、同月22日ころ、審理の終結を（甲38）それぞれ通知したが、特許庁長官は、本件審判事件の審判番号、本件審判事件の審判官及び審判書記官の氏名、審判官及び審判書記官の変更については、通知しなかった（弁論の全趣旨）。

被告は、平成22年9月6日ころ、特許庁に答弁書を提出した（甲31）。特許庁は、平成23年5月6日付けで審決をし、同月13日、原告らに対し、審決書謄本と共に答弁書の副本が発送された（甲39の1，39の2，40の1，40の2）。

(2) 判断

商標法56条1項が準用する特許法134条3項は、審判長は、答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならないと規定する。同規定は、審判請求手続において、答弁書が提出された場合には、その副本を請求人に送達して、請求人に被請求人の主張の内容を知らせ、請求人にこれに対応する機会を付与するなど、適正な審判手続を実現する趣旨で設けられた規定といえる。

同項が設けられた上記の趣旨に照らし、本件審判手続の当否を検討すると、平成22年9月6日には被告から答弁書が出されていたにもかかわらず、答弁書副本が原告らに発送されたのは、答弁書提出から8か月を経過した後である平成23年5月13日であり、しかも、審決書謄本と共に発送されている。このような手続は、特許法が答弁書副本の送達を義務づけた上記の趣旨に著しく反した措置というべきであり、同法134条3項に違反する。

もっとも、審判長は、請求人に対し、答弁書に対する再反論等の機会を与え

なければならないものではない(商標法56条1項が準用する特許法134条1項参照)。しかし、その点を考慮に入れたとしてもなお、審決書謄本とともに答弁書副本を送達した本件の措置が適法として許されるものとはいえない。

したがって、審決はその審判手続に瑕疵があり、取り消されるべきである。

なお、上記のとおり、審決は違法なものであるが、事案にかんがみ、迅速な紛争解決に資するため、取消事由1、2の有無についても、以下に検討した結果を記載する。

2 被告使用商標1ないし5と引用商標との出所の混同に関する判断の誤り(取消事由1)について

(1) 事実認定

ア 被告の営業内容

被告は、クリーニング業を営む会社である。被告は、そのウェブサイト及びパンフレット、会社説明会資料等において、被告では、すべての商品をオゾンで洗浄し、これにより水溶性の汚れの除去率が上昇したこと、オプションとして、オゾンのドライクリーニングに水を加えて洗う「オゾン&アクアドライ」があり、これを利用するとさらに水溶性の汚れが落ち、水溶性の汚れと油溶性の汚れが1回の工程で落とせること(甲2の3ないし2の5、2の7ないし2の14)、オゾンクリーニング、アクアクリーニング(ウェットクリーニング)、ドライクリーニングの3つの効果により、それまで取れにくかった汗染み等がきれいに落ちることなどを説明して、宣伝、広告をしている(甲2の1、2の2、2の15)。

イ 本件登録商標について

本件登録商標の構成は別紙被告登録商標目録記載のとおりであり、上段に「オゾン&アクア」の片仮名文字及び記号を「かご文字」風の書体で横書きし、下段中央に「ドライ」の片仮名文字を、やや大きく「かご文字」風の書体で横書きした商標である。「オゾン」と「アクア」の文字は、その輪郭が藍色の線で囲まれた上で同色のグラデーションが、「&」の文字は、その輪郭が朱色の線で囲まれた上で同色のグラデーションが、「ドライ」の文字は、その輪郭がやや薄い藍色の線で囲まれた上で同色のグラデーションが、それぞれ施されている。(甲1)

ウ 被告使用商標1ないし5について

(ア) 被告使用商標1

被告は、自己が運営するウェブサイトやパンフレット等において、被告使用商標1を使用している。被告使用商標1の構成は、別紙被告使用商標目録1記載のとおりであり、「OZONE & AQUA DRY」の欧文文字を横書きした商標である。被告使用商標1は本件登録商標(ただし、各文字の輪郭の有無や「ドライ」の文字の色等において本件登録商標とは異

なるものを含む。)の上部に、本件登録商標の各文字よりも小さく表記されている。(甲2の1ないし2の4, 2の7, 2の9ないし2の14, 26の4)

(イ) 被告使用商標2

被告は、パンフレットにおいて、被告使用商標2を使用している。被告使用商標2の構成は別紙被告使用商標目録2記載のとおりであり、「オゾン&アクアドライクリーニング」の文字を横書きした商標である。(甲2の2)

(ウ) 被告使用商標3

被告は、パンフレットや決算説明会資料、会社説明会資料等において、被告使用商標3を使用している。被告使用商標3の構成は別紙被告使用商標目録3記載のとおりであり、「オゾン&アクアドライ」の文字を横書きした商標である。(甲2の2, 2の4ないし2の14, 26の4)

(エ) 被告使用商標4

被告は、被告が経営する店舗のウェブサイトにおいて、被告使用商標4を使用している。被告使用商標4の構成は別紙被告使用商標目録4記載のとおりであり、「オゾンアンドアクアドライ」の片仮名文字を横書きした商標である。(甲2の15, 3の1)

(オ) 被告使用商標5

被告は、被告が経営する店舗のウェブサイトにおいて、被告使用商標5を使用している。被告使用商標5の構成は別紙被告使用商標目録5記載のとおりであり、「オゾンアクアドライ」の片仮名文字を横書きした商標である。(甲2の16, 3の2)

エ 引用商標

引用商標の構成は、別紙引用商標目録記載のとおりであり、「アクアドライ」の片仮名文字を標準文字で横書きした商標である。

原告京都産業は、平成11年8月13日、引用商標を登録商標とし、第37類「洗濯、被服のプレス、被服の修理、毛皮製品の手入れ又は修理」を指定役務として、設定登録(第4305744号)を受けた(甲4)。原告ハッピーは、平成14年1月に設立され(弁論の全趣旨)、そのころ、原告京都産業から引用商標使用の許諾を受け(甲6)、さらに平成19年2月、原告京都産業から上記設定登録に係る商標権を譲り受け、移転登録を受けた(甲5)。

オ 引用商標の使用状況等

(ア) 原告らは、クリーニング業を営む会社であり、平成13年12月までは原告京都産業が、平成14年1月から原告らが本件審判を請求した平成22年6月までは原告ハッピーが、それぞれ行うクリーニング業に関して、

以下のとおり、引用商標が使用された。

a 原告らは、それぞれ運営するウェブサイトやカタログ、ちらし、葉書、ハッピー通信等において、引用商標を使用していた（甲8の1ないし8の15，10の1ないし10の8，11の1，11の2，12，13の1ないし13の28，81の2，82の1ないし4）。

b 以下の新聞等に、原告らは、引用商標である「アクアドライ」を表記した広告を掲載した。また、同様の新聞等に、原告らの提供する洗浄方法として「アクアドライ」を紹介する記事が掲載された。

織研新聞（甲16の1ないし16の4，18の7，58の1），日本工業新聞（甲18の1，18の2，18の4），その他の業界新聞（甲18の3，18の5，18の6），雑誌レタスクラブやレタスリビングクラブ（甲17の1ないし17の12，19の10，56の1，56の2），雑誌週刊ダイヤモンドやダイヤモンドプラス（甲17の13，19の16，19の27），その他の雑誌等（甲19の1ないし19の9，19の11ないし19の13，19の15，19の17ないし19の26，19の28，19の29，59の2ないし59の4，60の3ないし60の6，60の8ないし60の10，60の12，60の13，60の15，62の13），インターネット（甲80の1，80の2，80の4ないし80の6）

c 原告ハッピーの代表者は、「クリーニングの謎」，「間違いだらけのクリーニング業界」，「クリーニング店の秘密」，「小さな会社の負けない発想」，「サービス業の底力」などの書籍において、「アクアドライ」を、原告ハッピーの提供する洗浄方法として紹介している（甲14の1，14の2，15の1ないし15の3）。書籍「感動を創造する中小企業」においても、原告ハッピーが「アクアドライ」と称する洗浄方法を用いていることが紹介されている（甲20）。

(1) 原告ハッピーは、「アクアドライ」の洗浄方法について、油性汚れと水性汚れを同時処理できる原告ハッピーの基本洗浄であり、洋服を構成する繊維・デザイン・縫製・色彩と、洋服の着用状態・損傷状態とに応じて、洗浄剤や薬剤を使い分け、その洗浄方法は約900通りあるなどと説明している（甲8の15，10の7，10の8，15の3）。

(2) 本件登録商標と被告使用商標1ないし5の類似性

本件登録商標は「オゾンアンドアクアドライ」の称呼を生じるほか、2段に分けて表記されているため、上段の表記から「オゾンアンドアクア」の称呼を生じると認められる。また、本件登録商標における「オゾン」は酸素の同素体を意味し、「アクア」は他の語と組み合わせて複合的に使用した場合に「水」を意味し（甲43），また、「ドライ」は「ドライクリーニング」を意味する

と認められ、一般に「ドライクリーニング」が、洗剤を溶かした水の代わりに、有機溶剤を使用した洗濯を意味することからすると（甲48，100，乙4の1），「オゾン」「アクア」「ドライ」はそれぞれ別個の意味を有する語句であり、これらの語句が結合された本件登録商標から、ただちに、特定の観念を生じないと認めるのが相当である。

被告使用商標1は、「オゾンアンドアクアドライ」の称呼を生じる。また、被告使用商標1は、クリーニングに関して使用されていることから、「DRY」は「ドライクリーニング」を意味するものと解され、その場合には、「DRY」は、自他識別機能を生じないといえる。さらに、被告使用商標1は本件登録商標と共に使用されており、本件登録商標は「オゾン&アクア」部分と「ドライ」部分が上下2段に分かれて表記されていることを考慮すると、被告使用商標1は「OZONE & AQUA」が、自他識別機能を生じる特徴的な部分であるとも考えられる。このように解した場合には、被告使用商標1からは、「オゾンアンドアクア」の称呼を生じる。いずれの場合も、被告使用商標1からは、特定の観念を生じない。したがって、被告使用商標1は本件登録商標に類似する。

被告使用商標2は、「オゾン&アクアドライクリーニング」の文字からなる商標である。クリーニングに関して使用されていることから「ドライクリーニング」部分は、自他識別機能を生じないといえるから、被告使用商標2の自他識別機能を生じる部分は「オゾン&アクア」といえる。被告使用商標2から、「オゾンアンドアクア」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。したがって、被告使用商標2は本件登録商標に類似する。

被告使用商標3及び4は、いずれも、「オゾンアンドアクアドライ」の称呼を生じる。また、クリーニングに関して使用されていることから、「ドライ」部分は「ドライクリーニング」を意味するものと解され、自他識別機能は生じないといえるから、被告使用商標3，4の自他識別機能を生じる部分は、それぞれ、「オゾン&アクア」及び「オゾンアンドアクア」であるといえる。このように解した場合は、被告使用商標3，4から、「オゾンアンドアクア」の称呼を生じる。いずれの場合も、特定の観念は生じない。したがって、被告使用商標3及び4は本件登録商標に類似する。

被告使用商標5は、「オゾンアクアドライ」の称呼を生じる。また、クリーニングに関して使用されていることから、「ドライ」部分は、「ドライクリーニング」を意味するものと解され、自他識別機能は生じないといえるから、被告使用商標5の自他識別機能を生じる部分は、「オゾンアクア」であるといえる。このように解した場合は、被告使用商標5から、「オゾンアクア」の称呼を生じる。いずれの場合も、特定の観念は生じない。被告使用商標5は、本件登録商標の「&」が表記されていないことなどの点で外観上の相違はあるものの、

全体として本件登録商標と類似するといえる。

以上のとおり、被告がクリーニング業において被告使用商標1ないし5を使用したことは、本件登録商標の指定役務である「洗濯」に本件登録商標に類似する商標を使用したことに該当する。

(3) 引用商標の周知性

前記のとおり、原告らは、それぞれ運営するウェブサイトやカタログ、ちらし等において、引用商標を使用していた。しかし、「アクアドライ」による洗浄について、役務の出所を識別する態様で表記されるのではなく、洗浄方法の一つを示すものとして、他の洗浄方法やサービスとともに説明、表記されているものもある（甲8の1ないし8の3、8の5、8の7、8の9、8の10、8の13、11の2）。また、原告らは、新聞や雑誌等に引用商標である「アクアドライ」の表記を含む広告を掲載している。しかし、広告等には、引用商標である「アクアドライ」が表記されているものの、文字を拡大したり、太文字にしたり、色彩を変えたりするなど、看者の注意を引くような態様で表記されていないものも多い（例えば、甲17の1ないし17の12、56の1、56の2は、「Happy クリーニング」や「全国宅配システム」や「リプロン」の標章は、看者の注目を引くような態様で表記されているのに対して、「アクアドライ」は、看者の注目を引くような態様で表記されているわけではない。）。新聞や雑誌等に掲載された原告らに関する記事についても、原告らが提供する洗浄方法やサービス、原告らの営業方針等に関する記事の一部に、「アクアドライ」が表記されているものも多く、引用商標が、看者の記憶に残るように表記されているわけではない。また、引用商標が使用されたアンケート葉書やハッピー通信は、既に原告らと取引を行っている顧客らに送付されるものである。

以上によると、引用商標が特定のクリーニング業者の提供する洗濯（洗浄方法）を表示するものとして、周知であったとは認め難い。

なお、原告ハッピーは、洗濯物の宅配サービス、カルテによる洗濯物の管理等の業務を展開していること、原告ハッピーの代表者が、家庭でできる洗濯方法について紹介していること（甲55の1ないし55の26、57の1ないし57の6、58の2ないし58の8、61の1ないし61の62、79の1ないし79の8、80の3、85）、原告ハッピーは、被服を扱う事業者等と提携して営業活動を展開していること（甲60の13、62の14、74、75の1ないし75の5、76、77、80の1ないし80の2）、原告ハッピーの登録者が平成22年6月末時点で全国で数万人に達していることなどが認められるが（甲68の4、68の15）、そのような事実から直ちに、引用商標「アクアドライ」が、原告らの役務を示すものとして、周知になったと認めることはできない。

(4) 被告使用商標 1 ないし 5 と引用商標との出所の混同の有無

ア 引用商標は、「アクアドライ」の称呼を生じる。また、引用商標がクリーニングに関して使用されていることから、引用商標のうち「ドライ」の部分は、「ドライクリーニング」を意味するものと解され、前記のとおり、「ドライクリーニング」とは、洗剤を溶かした水の代わりに、有機溶剤を使用した洗濯を意味すること、「アクア」は他の語と組み合わせて複合的に使用した場合に「水」を意味することから、「アクア」と「ドライ」は、それぞれ別個の意味を有する語句であり、「アクアドライ」はこれらを結合した造語であって、特別な観念は生じないものと認めるのが相当である。

被告使用商標 1 は「オゾンアンドアクアドライ」又は「オゾンアンドアクア」の称呼を、被告使用商標 2 は「オゾンアンドアクア」の称呼を、被告使用商標 3 及び 4 は「オゾンアンドアクアドライ」又は「オゾンアンドアクア」の称呼を、被告使用商標 5 は「オゾンアクアドライ」又は「オゾンアクア」の称呼を、それぞれ生じることから、引用商標と被告使用商標 1 ないし 5 は、称呼において異なる。また、外観も異なり、被告使用商標 1 ないし 5 は引用商標と類似しない。したがって、被告が、被告使用商標 1 ないし 5 を使用することによって、原告らの業務に係る役務と混同を生じるとは認められない。

イ 原告らは、被告使用商標について、「アクアドライ」には識別力があること、「アンド」や「&」の前後は分断されて観察されること、「オゾン」からは「オゾン洗淨」の観念が、「AQUA DRY」「アクアドライクリーニング」「アクアドライ」からは「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる洗淨方法」の観念が、それぞれ生じ、これらは別個の洗淨方法であること、被告は「オゾンクリーニング」を基本サービスとし、本件登録商標を使用した役務はオプションサービスとしていることなどから、被告使用商標 1 ないし 5 における自他識別力を有する部分は、「AQUA DRY」「アクアドライクリーニング」又は「アクアドライ」部分であると主張する。

しかし、原告らの主張は、以下のとおり、採用できない。すなわち、前記のとおり、引用商標である「アクアドライ」は、「アクア」と「ドライ」の 2 語を結合させた造語であって、引用商標が周知であるとは認められないこと、

被告使用商標 1 ないし 4 における「オゾンアンドアクア」の称呼は音数もそれほど多くなく、一連に称呼し得るものであること、被告は、被告使用商標 1 ないし 5 を使用して、オゾンのドライクリーニングに水を加えて洗う洗淨方法を提供していること等を考慮すると、被告使用商標 1 ないし 5 における自他識別力を有する部分は、「AQUADRY」「アクアドライクリーニング」又は「アクアドライ」の部分であるとする原告らの主張は採用できない。なお、被告は、「オゾン」の表記のない被告使用商標（「アクア/ドライ」を横書き

した商標)も使用しているが、この商標が使用されているのは、証拠上、被告の店舗の運営するウェブサイト上の1か所にすぎず(甲2の17, 3の2)、このことをもって、上記判断に影響を与えるものとはいえない。

(5) 小括

以上のとおり、被告による被告使用商標1ないし5の使用は、原告らの業務に係る役務と混同を生じさせるものではない。

3 役務の質の誤認に関する判断の誤り(取消事由2)について

前記のとおり、被告使用商標1ないし5は特別な観念を生じるものではなく、これらを使用することにより、被告の提供する役務の質の誤認を生じさせると認めることはできない。

なお、原告らは、被告使用商標1ないし5は、「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる洗浄方法」の観念を生じる「AQUA DRY」又は「アクアドライ」を含んでおり、被告使用商標1ないし5により提供される被告の役務が、引用商標により提供している原告らの役務のように、水を用いた水系洗浄による役務であるという誤認を生じさせる、引用商標からは「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる原告らが独自に開発した洗浄方法」の観念が想起されることから、被告使用商標1ないし5により提供される役務は、「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる原告らが独自に開発した洗浄方法」を使用していると消費者を誤認させると主張する。

しかし、原告らの上記主張は、被告使用商標1ないし5の使用による役務が引用商標の使用による役務と混同することを前提とした主張であり、その前提において、採用することはできない。また、「AQUA DRY」又は「アクアドライ」が「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる洗浄方法」や、「水溶性の汚れと油溶性の汚れの双方を同時に処理できる原告らが独自に開発した洗浄方法」の観念を生じるとはいえないことは、前記のとおりであり、原告らの主張は理由がない。

4 結論

以上のとおり、原告ら主張の取消事由4には理由があり、その余の点について判断するまでもなく、審決は違法であり、取り消すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件登録商標第4492310号に係る商標は、着色された文字ロゴ表示による「オゾン&アクアドライ」であり、「&」が赤色、その他の文字が青色からなり、「アクアドライ」のドライは下段の中央に表示されている態様から成るもので、その全体の称呼は「オゾンアンドアクアドライ」である。こ

の登録商標の出願日は平成12年4月18日、登録日は平成13年7月19日で、平成23年に更新登録済みである。

この登録商標に対し商標法51条1項に基づく登録商標の不正使用による取消審判の請求人は、平成10年1月27日の出願、平成11年8月13日の設定登録の商標登録第4305744号に係る商標「アクアドライ」の商標権者であり、商標公報上は株式会社京都産業であるが、その後この商標権は株式会社ハッピーに移転していることが登録されている（平成19年2月23日?）。

2. さて、本件は、同じ第37類を指定役務とする先登録の原告が後登録の被告に対し、その使用上に不正があることを理由に、法51条1項を適用し登録取消の審判請求をしたところ、特許庁審判部は、被告使用の商標1～5は先登録の引用商標とは類似しないし、混同を生じること、役務の質の誤認を生じることもないし、また被告による商標1～5の使用については故意も認められないとして、請求不成立の審決をしたことに対する審決取消請求訴訟である。

ところが、高裁はこの実体についての審理に入る前に、原告（審判請求人）が取消事由として列挙した4つのうち、審判部における手続違背を指摘した取消事由（4）についてまず審理し、取消すべき理由があると判断したのである。

3. 本件においては、審判部における手続違背行為は2つあった。

その一は、原告であった審判請求人は2人の商標権者であるのに、特許庁長官は審判番号、審判官・書記官の氏名の通知を、また審判長は本件審判の書面審理の旨を、特許庁長官は審判官・書記官の変更通知を、そして審判長は審理終結の通知を、株式会社ハッピーのみにし、株式会社京都産業に対しては、審判長は書面審理の旨と審理終結の通知をしたが、特許庁長官がすべき前記通知をしなかった。

その二は、本件審判請求書に対し被告は特許庁に答弁書を提出したが、この答弁書副本の原告への発送は、審判長による審決書謄本と同時であった。

4. 本件登録商標に対する取消審判請求は代理人なしの本人請求であったから、2人の審判請求人の場合の審理の進行に特許庁は戸惑ったかも知れないが、手続違背が発生していたことは事実である。したがって、第1の問題は全く弁解にならない。

問題は第2の点である。われわれはこのようなことはよく経験しているのである。答弁書副本を受取るのは審判請求人であるが、有利な審決の場合は請求人は答弁書の同時受取りに黙認するとしても、審判部が特許法134条3項の規定に違反していることは事実である。この規定には、但し書のような特別の場合は想定されていない。

しかしながら、本件商標権の設定登録後の移転状況を調査してみると、別紙「登録情報」のとおりである。

この「登録情報」を見る限り、引用登録商標の商標権者は株式会社ハッピー（原告）であることは明らかであるが、その後、この商標権の一部が株式会社京都産業に再譲渡されているかどうかは、ここからは確認することができない。しかし、引用登録商標の商標権は両者の共有でなければ、審判の共同請求人になることはなかったし、知財高裁が本件判決のような判断をすることもなかったはずである。

5 . ところで、判決は、以上で終わりかといえ、特許庁審判部への差戻し後を想定し、「事実にかんがみ、迅速な紛争解決に資するため、取消事由1, 2の有無についても」検討した結果を記載しているのである。（いわゆる傍論であり、念のための説示である。）

これによると、本件登録商標とその使用商標とは類似するし、引用商標とは混同することはないと判断されているが、その称呼や役務との関係を考慮すれば、それと反対の判断がなされてもおかしくない事案である。

なお、商標法51条1項による登録取消審決に対する取消請求訴訟が最高裁にまで及んだ事件の判決については、参考までにG-15を参照されたい。この事件の審判請求人の代理人を務めたのは筆者である。

〔牛木 理一〕

〔 本 件 登 録 商 標 〕

- (190) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(450) 【発行日】平成13年8月21日(2001. 8. 21)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第4492310号(T4492310)
(151) 【登録日】平成13年7月19日(2001. 7. 19)
(540) 【登録商標】



- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第37類 洗濯、被服のプレス、被服の修理、毛皮製品の手入れ又は修理
【国際分類第7版】
(210) 【出願番号】商願2000-41360(T2000-41360)
(220) 【出願日】平成12年4月18日(2000. 4. 18)
(732) 【商標権者】
【識別番号】500179219
【氏名又は名称】株式会社 きよくとう
【住所又は居所】福岡市博多区金の隈1丁目28番53号
(740) 【代理人】
【識別番号】100082164
【弁理士】
【氏名又は名称】小堀 益
(740) 【代理人】
【識別番号】100105577
【弁理士】
【氏名又は名称】堤 隆人
【法区分】平成8年法
【審査官】平松 和雄
(561) 【称呼(参考情報)】オゾンアンドアクアドライ、オゾンアンドアクア
【検索用文字商標(参考情報)】オゾン&アクア、ドライ
【類似群コード(参考情報)】
第37類 37F01、37F02、37F03

〔引用商標〕

(111) 商 標 第4305744号 標準文字 (450) 発行日 平成11年(1999)10月7日
 (151) 登録日 平成11年(1999)8月13日 (210) 出願番号 商願平10-6085
 (220) 出願日 平成10年(1998)1月27日
 (732) 商標権者 株式会社京都産業
 兵庫県姫路市継285番地の8
 (740) 代理人 弁理士 角田 嘉宏

(541)

アクアドライ

(500) 商品及び役務の区分の数 1

(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

37 洗濯, 被服のプレス, 被服の修理, 毛皮製品の手入れ又は修理

審査官 高橋 謙司

「登録情報」

| | |
|-----------|---|
| 出願記事 | 商標 平10-006085 (平10.1.27) |
| 登録記事 | 4305744 (平11.8.13) |
| 査定日・審決日記事 | 査定日(平11.6.25) |
| 商標更新登録記事 | 出願日(平21.8.7) 登録日(平21.10.13) |
| 権利者記事 | 京都府宇治市榎島町目川70番地の1 株式会社ハッピー |
| 商品区分記事 | 平成8年法(H09. 4. 1.施行) 37 洗濯, 被服のプレス, 被服の修理, 毛皮製品の手入れ又は修理 |
| 標準文字マーク記事 | 標準文字 |
| 登録細項目記事 | 権利者が全て民間、または民間と官庁共有である 本権利は抹消されていない 存続期間満了日(平31.8.13) |
| 登録記録 | 登録査定書:(平11.7.9) 作成日(平11.7.8) 設定納付書:(平11.8.5) 作成日(平11.8.10) 登録証:(平11.8.25) 作成日(平11.8.13) 表示変更登録申請書(住所):(平15.10.14) 作成日(平15.10.20) 代理人受任届:(平15.10.14) 作成日(平15.11.18) 移転登録済通知書:(平15.11.14) 作成日(平15.10.28) 代理人辞任届:(平16.11.15) 作成日(平16.11.16) 本権移転登録申請書(譲渡):(平19.1.29) 作成日(平19.2.1) 移転登録済通知書:(平19.2.23) 作成日(平19.2.9) 商標権存続期間更新登録申請書:(平21.8.7) 作成日(平21.8.27) 商標更新登録申請書補充指令書:(平21.9.11) 作成日(平21.9.11) 商標権存続期間更新登録申請書(補充):(平21.9.14) 作成日(平21.10.1) 更新申請登録通知書:(平21.10.20) 作成日(平21.10.13) |
| 最終納付年分記事 | 10年 |
| 更新日付 | (平21.10.13) |